

基地対策関係施策の 充実強化に関する要望

我々基地を抱える関係市町村議会は、飛行場における航空機騒音や墜落事故、演習場における誤射・山火事、在日米軍による事件・事故などが発生している状況において、基地に対する周辺住民の理解と協力を得るため、生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているところである。

しかしながら、基地関係市町村は、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、厳しい財政状況にある。

よって、国においては、我が国の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、基地関係市町村が果たしている役割を十分ご賢察いただき、別記事項の実現を図るよう、基地関係市町村議会が加盟する全国市議会議長会基地協議会として強く要望する。

令和 6 年 7 月

全国市議会議長会基地協議会
会 長 新 田 寛 之
(小松市議会議長)

基地対策関係予算の所要額確保等 に関する重点要望

1 基地交付金・調整交付金（総務省所管）の増額確保等

令和7年度は、固定資産税の評価替えの翌年度に当たるため、基地交付金・調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ増額すること。

また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊の使用する全資産に拡大すること。

2 基地周辺対策経費（防衛省所管）の所要額確保等

- (1) 基地周辺対策事業については、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることに鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

- (2) 基地関係市町村の地元産業を活性化するため、防衛施設における物品等の地元調達を促進するとともに、防衛施設関係工事及び維持修繕並びに様々な委託業務等についても地元企業の受注機会を確保し、あらゆる場面で地元消費を奨励すること。

- (3) 在日米軍再編に伴い負担増となる関係市町村に対しては、十分な支援措置を講じるとともに、再編に伴い現行の基地対策関係予算に支障が生じることのないよう十分配慮すること。
- (4) オスプレイについては、令和5年11月の米軍機墜落事故後の運用停止措置が解除され、限定的に運用が再開されているが、日米合同委員会で合意されたオスプレイ運用の安全確保策を遵守するとともに、事故原因を踏まえた安全対策措置を確実に講じること。また、自衛隊が運用する部隊も含め、配備・飛行訓練等について、関係市町村に対し十分な説明及び速やかな情報提供を行うこと。
- (5) 防衛力整備計画に基づき、基地の機能・運用等の変更を検討する場合には、関係市町村の実情及び地域の意見に十分配慮すること。

基地対策関係施策の充実強化に関する要望

I 基地交付金・調整交付金の増額確保等について

1 基地交付金・調整交付金の増額確保等

(1) 基地交付金・調整交付金の増額確保

令和7年度は、固定資産税の評価替えの翌年度に当たるため、基地交付金・調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ増額すること。

なお、調整交付金は、基地交付金と同様に、固定資産税の代替的性格を基本として、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要を踏まえて交付される財政補給金であることから、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

また、東日本大震災による被災市町村の交付金の算定に当たっては、当該市町村の財政に及ぼす影響を考慮し、引き続き適切な措置を講じること。

(2) 固定資産税相当額の確保等

① 基地交付金は、固定資産税の代替的性格を基本とするため、固定資産税相当額（固定資産評価額の100分の1.4）を確保すること。

② 対象資産のうち、都市計画区域にあるものについては、都市計画税相当額を基地交付金に反映すること。

(3) 基地交付金の算定

① 基地交付金の算定に当たっては、前年度に比べ減額配分とならないよう考慮するとともに、翌年度の算定見通しに関する情報を早期に提供すること。

- ②財源超過団体に対する交付金減額措置を緩和又は廃止すること。

(4) 在日米軍再編等に伴う激変緩和措置

在日米軍再編等に伴い対象資産が減少する市町村に対しては、当該市町村の財政に及ぼす影響を考慮し、急激な交付金の減額が生じないように、激変緩和措置を講じること。

(5) 対象資産の範囲拡大

- ①次に掲げる施設をはじめ、自衛隊の使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。
- (ア)駐屯地、港湾施設、補給処、学校、病院、地方協力本部等
 - (イ)飛行場施設のうち、フライトシミュレータ、着陸誘導訓練施設、管理棟、倉庫等
 - (ウ)演習場のうち、しょう舎施設
 - (エ)通信施設のうち、陸上自衛隊監視レーダーや超長波送信所をはじめとする、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設以外の施設
- ②米軍及び自衛隊の使用する飛行場周辺等の国が買い上げた土地を対象資産に追加すること。
- ③米軍等の制限水域を対象資産に追加すること。
- ④米軍からの返還財産については、国の跡地利用計画の決定前は対象資産として存続させること。

(6) 対象資産の適正な価格改定と通知

国有財産台帳価格を固定資産評価額と著しい格差が生じないように、適正な価格に改定すること。

また、基地交付金の額の通知に当たっては、施設及び種類ごとに面積及び価格を明示すること。

(7) 調整交付金の算定

調整交付金の算定に当たっては、対象資産や価格等の算定根拠及び配分基準を明らかにすること。

(8) 地方税法の特例に伴う市町村税減収額の全額補てん

日米地位協定の実施に伴う地方税法臨時特例法第3条の規定により、非課税となっている米ドル支弁資産に係る固定資産税や、米軍人、軍属及びその家族に係る市町村民税等の地方税減収額を全額補てんすること。

2 地方財政措置の拡充

(1) 普通交付税措置の拡充

基地関係渉外事務費や防音施設の維持管理費及び基地対策事業に係る地方債の元利償還等に対する普通交付税措置を拡充すること。

(2) 特別交付税措置の拡充

基地関係市町村が、基地対策経費として一般財源により対応している特別な財政需要に対する特別交付税措置を拡充すること。

(3) 地方債措置の拡充

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を根拠とする基地対策事業に係る市町村の一般財源負担分について、地方債措置を拡充すること。

Ⅱ 基地周辺対策の充実強化について

1 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るため、令和7年度政府予算において、障害防止事業、住宅防音事業、民生安定助成事業及び特定防衛施設周辺整備調整交付金をはじめとする基地周辺対策経費の所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることに鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

また、在日米軍再編に伴い負担増となる市町村に対しては、十分な支援措置を講じるとともに、再編に伴い現行の基地対策関係予算に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

2 障害防止事業の充実強化

(1) 補助対象施設・範囲の拡大及び適用基準の緩和

自衛隊等の機甲車両等による走行や射撃訓練、航空機の離着陸等による障害を防止・軽減するため、障害を受ける全ての施設を補助対象とするとともに、音響の強度及び頻度の適用基準を緩和すること。

また、障害防止事業により整備した施設等の維持管理費についても、補助対象とすること。

(2) 補助額の引き上げ

建設工事の補助額を引き上げること。

(3) 騒音防止事業(一般防音)の充実強化

- ① 環境整備法(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律)第3条第2項に規定する公共施設等の騒音防止事業の補助対象施設を拡大するとともに、補助率を引き上げること。
- ② 学校、病院等の防音事業関連維持事業については、飛行経路の変更等があった場合でも、空調機器の維持管理費への補助を継続すること。

(4) その他

- ① 機甲車両等の走行に伴う泥土や粉塵、重火器等の使用に伴う振動や低周波等による被害を防止・軽減するため、抜本的対策を講じること。
- ② 共同受信施設の老朽化に伴う更新の際には、都市型ケーブルテレビとの共同工事により復旧整備を図るとともに、施設の維持管理費を補助対象とすること。
- ③ 雨水排水機場の設備であるポンプ・エンジン等の設備機器の維持管理費等を補助対象とすること。

3 住宅防音事業の充実強化

(1) 住宅防音事業の待機者の解消

住宅防音工事の待機者については、法の趣旨に照らし、直ちに解消が図られるよう、十分な予算措置を講じるとともに、工事の希望から着手までの期間を短縮する制度の構築に努めること。

(2) 補助対象区域の拡大等

- ① 環境整備法第4条に規定する飛行場等周辺地域における騒音基準値（62デシベル）を航空機騒音の環境基準値（57デシベル以下）に引き下げるとともに、騒音被害の実態に即して補助対象区域を拡大すること。また、補助対象区域の見直し・変更に当たっては、関係市町村の実情及び地域の意見に十分配慮すること。
- ② 「演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱」の規定に基づき実施している住宅防音工事に係る住宅防音区域（Lcden値81以上の区域）については、砲撃音の実態に即して、指定基準の引下げ等補助対象区域を拡大すること。

(3) 補助対象施設・範囲の拡大等

- ① 騒音区域指定後に新築・増改築された家屋も補助対象とすること。また、追加防音工事実施後の人員増の場合も世帯人員に応じた工事を実施すること。
- ② 防音用機材（空気調和設備機器等）の機能復旧等に要する経費を全額補助すること。また、工事を希望した際は、期間をおかず速やかに機能復旧すること。
- ③ 住宅防音工事を実施した全世帯の防音関連維持管理費を補助対象範囲とすること。
- ④ 住宅防音工事は全て第Ⅰ工法（66デシベル以上の区域にのみ適用）で実施すること。
- ⑤ 事務所、店舗等についても防音工事の対象とすること。

- ⑥ 航空機及び砲撃音騒音の測定費用についても助成すること。

4 移転措置事業等の充実強化

(1) 移転対象範囲・基準の拡大

環境整備法第5条に規定する移転対象（73デシベル以上の第2種区域）の範囲を拡大するとともに、対象区域指定後に建築された建物等についても対象とすること。

(2) 緑地帯等の整備

環境整備法第6条に規定する緑地帯及び緩衝地帯の整備に当たっては、周辺住民の生活環境改善に資するよう、地域の特性に見合った適切な緑化整備を行うこと。

(3) 移転跡地の管理

移転の補償に伴い、国が買い入れた土地について、適正な管理を行うこと。

5 民生安定助成事業の充実強化

(1) 補助対象区域・対象施設の拡大

環境整備法第8条に規定する民生安定助成事業の補助対象区域を、防衛施設周辺の市町村全域に拡大するとともに、補助対象施設を拡大すること。

(2) 補助対象範囲の拡大等

- ① 民生安定助成事業により整備した施設の維持管理費等を補助対象とすること。

- ② 特殊消防車両等消防設備の助成枠及び対象経費を拡大すること。
- ③ NHK放送受信料助成制度を継続すること。

(3) 採択基準及び適用基準の緩和

採択基準及び適用基準を緩和するとともに、補助額の算定に係る基準面積及び基準定額を引き上げること。

6 特定防衛施設周辺整備調整交付金の充実強化

(1) 補助対象施設・範囲の拡大

交付金の補助対象施設・範囲の更なる拡大を図ること。

(2) 特定防衛施設及び対象市町村の拡大

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を拡大すること。

7 損失補償の充実強化

農業等就労障害に係る補償対象区域を拡大して実情に応じた補償を行うとともに、補償単価及び補償額を引き上げること。

8 事務の簡素合理化等

障害防止事業、住宅防音事業、民生安定助成事業及び損失補償申請等に係る事務手続きを簡素合理化するとともに、事業工期を短縮化すること。

また、各事業の補助金及び交付金の交付決定を早期に行うとともに、配分方法を実態に即して改善すること。

9 基地周辺安全対策の徹底等

(1) 安全対策の徹底

- ① 米軍及び自衛隊の航空機・ヘリコプターの飛行、艦船の航行、危険物等の移送管理及び演習に伴う事故防止のため、基地周辺における安全対策を徹底すること。また、事前に十分な情報提供を行うこと。

特に、オスプレイについては、令和5年11月の米軍機墜落事故後の運用停止措置が解除され、限定的に運用が再開されているが、日米合同委員会で合意されたオスプレイ運用の安全確保策を遵守するとともに、事故原因を踏まえた安全対策措置を確実に講じること。また、自衛隊が運用する部隊も含め、配備・飛行訓練等について、関係市町村に対し十分な説明及び速やかな情報提供を行うこと。

- ② 米軍及び自衛隊の航空機による低空飛行や離着陸訓練は、激しい騒音が発生するとともに、墜落事故等があった場合には甚大な被害が予想されることから、飛行自粛の措置を講じること。

(2) 事件・事故等への迅速な対応等

基地所在に起因する事件・事故等が発生した場合には、その実態を速やかに関係市町村へ報告するとともに、原因を早急に究明し再発防止に万全を期すること。

また、事故被害に対しては、速やかに十分な補償措置を講じること。

(3) 基地の防災対策の強化

東日本大震災の経験を踏まえ、自衛隊基地が有する防災時の拠点機能を高め、また災害派遣機能を維持するため、基地施設そのものの防災対策を強化すること。

(4) 低周波音の調査の実施等

オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国の責任において、低周波音に関する調査検討を引き続き実施し、必要な対策を講じること。

10 在日米軍の再編に伴う支援措置等

(1) 基地周辺市町村への情報提供等

在日米軍の再編等に伴い、基地機能・運用が変更される場合には、具体的な内容について早期に情報提供を行うとともに、関係市町村の意見を十分に尊重すること。

(2) 再編交付金の所要額確保等

再編交付金については、関係市町村の要望を踏まえ所要額を確保するとともに、その交付期間を延長すること。

また、再編交付金終了後の財政措置については、地方公共団体の意向を踏まえ、基地周辺住民の負担軽減につながるよう、現状と変わらない措置を講じること。

(3) 再編関連訓練移転等交付金の所要額確保

再編関連訓練の受け入れにより、航空機騒音等の影響を受けている地域住民の生活安定を図るため、再編関連訓練移転等交付金については、関係市町村の要望を踏まえ所要額を確保すること。

(4) 協定の遵守

在日米軍再編等に伴い、関係市町村と国等が締結した騒音対策や地域振興策、市民の安全・安心対策及び訓練形式等に関する協定を確実に遵守すること。

(5) 在日米軍と住民との交流促進

在日米軍施設の所在する市町村は、周辺住民に米軍に対する理解を深めてもらうため、交流事業を積極的に行っているが、国においても、在日米軍と周辺住民との交流を図るための事業を促進すること。

(6) SACO交付金の交付

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）合意に係る沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施訓練に関し、訓練の年度計画が公表された後、米軍の運用都合等により、演習場関係市町村の意向と何ら関係なく訓練が中止される場合には、SACO交付金を予定通り関係市町村へ交付すること。

11 防衛力整備計画実施に当たっての地元意見の尊重等

防衛力整備計画に基づき、基地の機能・運用等の変更を検討する場合には、関係市町村の実情及び地域の意見に十分配慮すること。

12 地元産業活性化の促進

基地関係市町村の地元産業を活性化するため、防衛施設における物品等の地元調達を促進するとともに、防衛施設関係工事及び維持修繕並びに様々な委託業務等についても地元企業の受注機会を確保し、あらゆる場面で地元消費を奨励すること。

13 防衛生産基盤強化法に基づく支援の充実

防衛生産基盤強化法による防衛関連企業への支援をより強化するため、同法に係る予算を拡充するとともに、対象となる企業の認定等にあたっては柔軟に対応すること。

14 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）対策の推進

米軍基地及び自衛隊基地の敷地内・周辺の地下水や公共用水域において、PFOS・PFOAの暫定目標値の超過が見受けられることから、早期に、汚染原因を究明し、必要な対策を講じること。

全国市議会議長会基地協議会 加盟市町村一覧(219市町村)

☆会長
 △監事4市1町
 ★会長職務代理
 ※相談役10市
 ◎副会長16市4町
 ○理事63市11町村
 (令和6年4月1日現在・169市50町村)

会長 小松市議会議長 新田 寛之
 副会長 小松市議会議員 新田 寛之

北海道 (16)	北信越 (13)	東 海 (12)	中国・四国 (23)	九州・沖縄 (34)	北海道、東北 (28)
札 幌	上 越	○ 浜 松	○ 米 子	北 九 州	鹿 部 町 (北海道)
○ 旭 川	○ 新 発 田	沼 津	境 港	福 岡	蘭 越 町 (")
◎ 帯 広	妙 高	焼 津	○ 松 江	◎ 久 留 米	俱 知 安 町 (")
○ 岩 見 沢	佐 渡	○ 御 殿 場	○ 出 雲	○ 飯 塚	長 沼 町 (")
留 萌	阿 賀 野	◎ 裾 野	安 来	行 橋	鷹 栖 町 (")
○ 苫 小 牧	砺 波	御 前 崎	◎ 岡 山	○ 豊 前	◎ 上 富 良 野 町 (")
稚 内	金 沢	△ 豊 川	※ 呉	小 郡	中 富 良 野 町 (")
美 唄	☆ 小 松	○ 春 日 井	大 竹	春 日	美 幌 町 (")
名 寄	○ 輪 島	○ 小 牧	東 広 島	△ 宮 若	遠 軽 町 (")
※ 千 歳	◎ 加 賀	○ 津 伊 勢	○ 江 田 島	◎ 鳥 栖	○ 白 老 町 (")
○ 滝 川	白 山	○ 各 務 原	○ 下 関	嬉 野	安 平 町 (")
○ 富 良 野	○ 能 美		山 口	神 埼	新 ひ だ か 町 (")
登 別	○ 鯖 江		○ 萩	※ 佐 世 保	鹿 追 町 (")
◎ 恵 庭	関 東 (34)	近 畿 (16)	防 府	○ 大 村	釧 路 町 (")
○ 北 広 島	八 王 子	○ 八 尾	※ 岩 国	対 馬	○ 別 海 町 (")
○ 石 狩	○ 立 川	◎ 和 泉	山 陽 小 野 田	五 島	○ 東 北 町 (青 森)
	○ 府 中	福 知 山	○ 小 松 島	西 海	○ 六 ヶ 所 村 (")
東 北 (21)	◎ 昭 島	※ 舞 鶴	高 松	○ 熊 本	東 通 村 (")
弘 前	※ 福 生	宇 治	坂 出	大 分	柴 田 町 (宮 城)
青 森	◎ 武 蔵 村 山	○ 城 陽	◎ 善 通 寺	○ 別 府	松 島 町 (")
八 戸	○ 多 摩	京 丹 後	○ 松 山	宮 崎	利 府 町 (")
※ 三 沢	○ 稲 城	大 津	東 温	○ 都 城	○ 大 和 町 (")
○ む つ	○ 羽 村	高 島	香 南	串 間	大 衡 村 (")
○ つ が る	※ 相 模 原	姫 路		西 都	◎ 色 麻 町 (")
○ 八 幡 平	※ 横 須 賀	○ 伊 丹		○ え び の	三 種 町 (秋 田)
○ 滝 沢	○ 藤 沢	○ 宝 塚		薩 摩 川 内	天 栄 村 (福 島)
仙 台	○ 逗 子	川 西		◎ 鹿 屋	西 郷 村 (")
石 巻	※ 大 和 名	小 野		○ 霧 島	○ 川 内 村 (")
角 田	○ 座 間	○ 加 東		石 垣	北信越、関東、東海 (6)
△ 多 賀 城	◎ 綾 瀬			○ 沖 縄	◎ 瑞 穂 町 (東 京)
○ 岩 松 島	○ 富 士 吉 田			宜 野 湾	小 笠 原 村 (")
東 松 田	○ ひ たち な か			浦 添	忍 野 村 (山 梨)
秋 田	小 美 玉			う る ま	山 中 湖 村 (")
◎ 男 鹿	○ 宇 都 宮			宮 古 島	○ 小 山 町 (静 岡)
○ 東 根	下 野				○ 豊 山 町 (愛 知)
★ ◎ 福 島	○ 高 崎				近畿、中国・四国、九州・沖縄 (16)
○ 郡 山	○ 所 沢				周 防 大 島 町 (山 口)
田 村	飯 能				和 木 町 (")
	△ 狭 山				○ 松 茂 町 (徳 島)
	○ 入 間				芦 屋 町 (福 岡)
	千 葉				水 巻 町 (")
	○ 船 橋				岡 垣 町 (")
	○ 館 山				○ 遠 賀 町 (")
	◎ 木 更 津				○ 小 竹 町 (")
	柏 代				み や こ 町 (")
	○ 八 千 代				△ 築 上 町 (")
	○ 鎌 ケ 谷				吉 野 ヶ 里 町 (佐 賀)
					上 峰 町 (")
					東 彼 杵 町 (長 崎)
					山 都 町 (熊 本)
					◎ 新 富 町 (宮 崎)
					金 武 町 (沖 縄)

・ 設立年月日 昭和31 (1956) 年10月6日